

令和4年9月14日

林野庁長官 殿

大臣官房長

民間事業者等におけるマイナンバーカードの利活用促進について(協力依頼)

マイナンバーカードにつきましては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼすべての国民に行き渡ることを目指すことが改めて明記され、また、この目標を達成するため、内閣官房副長官(事務)を議長とする「マイナンバーカードの普及の推進に関するタスクフォース」(以下「タスクフォース」という。)が設置される等、政府全体でマイナンバーカードの普及を強力に推進する取組が進んでいます。

8月には、タスクフォース議長から、各業界を所管する省庁に対して、政府全体としてカードの民間での利活用を進める体制を作る旨の指示が出されるとともに、民間サービス・手続等でのマイナンバーカードの利用場면을拡大するためのアイデア出しや取組の依頼がありました。

農林水産省としても、従来からマイナンバーカードの普及に向け様々な取組を行ってまいりましたが、組織全体でマイナンバーカードの利活用拡大に向けた取組を強力に推進していくとの事務次官指示(別紙1)が8月31日に出され、9月1日には、庶務課長会議を母体とする行政情報化推進委員会を兼ねる推進体制として、「マイナンバーカード利活用促進委員会」が設置されました。

民間サービス・手続等でのマイナンバーカードの利用場면을拡大するためには、各部局庁が所管する団体や事業者に対し、積極的な働き掛けが必要です。貴職におかれましては、「マイナンバーカード利活用促進委員会」のメンバーとして、別紙2のひな型を活用する等により、マイナンバーカードの利用推進の働き掛けを実施していただくようお願いします。併せて、民間事業者等によるマイナンバーカードの利用や取得促進等に関する取組例、斬新なアイデア等に関する情報の収集と提供について、御協力をお願いします。